



～許されない暴力を根絶しましょう～

「DVかも…」と思ったらご相談ください



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある相手から受ける暴力のことです。「DVかもしれない」と感じる事があれば、迷わず相談してください。DVは重大な人権侵害です。

問い合わせ 暮らし安心課(内線262)

「これってDV?」と感じることはありませんか?

DVにはさまざまな形態があり、目に見える身体的暴力だけではなく、精神的なものや経済的なものなども含まれます。それぞれの暴力が単独で起きることもあります。多くの場合はさまざまな暴力が重なって起きています。



身体的暴力

殴る、蹴る、髪を引っ張る、腕などを強くつかむ など



精神的暴力

怒鳴る、無視する、傷つける言葉を使う など



経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを禁じる、家計を必要以上に厳しく管理する など



性的暴力

性的行為を強要する、避妊に協力しない など

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

8891 (24時間365日受付)

全国共通の電話番号から相談機関を案内するサービスです。性的な暴力は、年齢や性別にかかわらず、夫婦・恋人など身近な間柄でも起こります。つらいことや不安なことについてまずは話してみませんか。

ほかにも、親族や友人との交友関係を監視・制限する、電話やメールを細かくチェックするなど、社会的な行動を制限する「**社会的暴力**」などがあります

●「面前DV」は虐待です

子どもの前での暴力は「面前DV」といい、児童虐待にもなります。面前DVは親子ともに心身に大きな影響を及ぼします。身体的暴力を見せるだけでなく、怒鳴り合いの声を聞かせることも児童虐待防止法における虐待にあたります。



●近年よく見られるDV

新型コロナ感染拡大に伴う生活不安やストレスにより、DVの深刻化が心配されています。外出自粛などで、長時間、家の中で過ごすことによりストレスがたまり、DVを引き起こしたり、悪化させてしまうことがあります。DVが長期に及ぶと、逃げようとする気力や、考える気力も奪われてしまいます。

一人で悩まずに、些細なことでも相談してください

暴力は許されることではありません。相談することで、一人では見つからなかった解決方法が見つかるかもしれません。まずは市のDV相談窓口にご連絡ください。

～こんな相談が寄せられています～

- 配偶者・パートナーから逃げたい
 - 子どもへの影響が心配
- 相談内容により、関係機関と連携しながら支援します。

市のDV相談窓口

戸田市配偶者暴力相談支援センター

048-299-5886

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※面接は要予約。祝日、年末年始を除く

県のDV相談窓口

県婦人相談センター DV相談担当

048-863-6060

月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分

日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時

※年末年始を除く

県男女共同参画推進センター

(With Youさいたま)

048-600-3800

月～土曜日 午前10時～午後8時30分

※祝日、年末年始、第3木曜日を除く

DV相談ナビ(内閣府)

全国共通の電話番号から相談機関を案内するサービスです。

#8008 (都道府県の配偶者暴力相談支援センター)

DVお悩みチャット@埼玉

チャット方式で気軽に相談できます。相談者の安全を確保するため、スマートフォンなどに相談記録が残らないシステムとなっています。

日、水、金曜日 午後3時～8時30分 ※年末年始を除く



緊急時(身体に被害を受けている、生命に危険が及ぶ場合)は迷わず110番へ!